

第 21 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第 2 1 回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 1 月 2 0 日 (金) 午後 1 時 1 5 分～午後 2 時 4 0 分
- 2 開催場所 小野市役所 2 階 会議室 2 - 1
- 3 出席委員 (農業委員 8 名) (農地利用最適化推進委員 1 5 名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	1 0 :	稲田 保
1 1 :	近田 武司	1 2 :	前田 薫
1 3 :	藤川 良昭	1 4 :	永井 達郎
1 5 :	土井 賢一	1 6 :	増田 種正
1 7 :	長谷川義博	1 8 :	青木 輝剛
1 9 :	藤原 廣典	2 0 :	中井 義則
2 1 :	森本 謙介	2 2 :	前田 明弘
2 3 :	横山 和行		
- 4 欠席委員 (農業委員 0 名) (農地利用最適化推進委員 0 名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件  
議事
  - 議案第 106 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
  - 議案第 107 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達について
  - 議案第 108 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達について
  - 議案第 109 号 農地等の買受適格証明交付申請に対する交付について
  - 議案第 110 号 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理権)
  - 議案第 111 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)報告事項
  - 報告 1 各種証明書の交付
  - 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 1 0 条第 1 項の規定による届出の受理

- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 5 構造改善計画届出の受理

## 【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
- 今日は暦では「大寒」です。立春まで、一年で一番寒い季節となるので、体調には気を付けてください。
- 本日第 21 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
- また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いたします。
- さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条及び第 5 条の許可申請に対する進達、農地等の買受適格証明交付申請に対する交付、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 21 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
- 本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
- このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 1 番 住本委員、2 番 中尾委員をお願いいたします。

(農地法第 3 条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 106 号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第106号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年1月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページ、3ページの6件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第106号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 下来住町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市東灘区  
深江南町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 下来住町○○○○ ○○  
○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、下来住町○○○○ ○○○○  
地目田 面積○○○○㎡ 自作地、下来住町○○○○ ○○○○ 地目田  
面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、  
売買による所有権移転、空き家付農地制度利用であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 浄谷町○○○  
○ ○○○○、申請地：所在地 浄谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は、浄土寺の西側にある北池のすぐ西側に位置し、12月の農業委員会で3条申請のあった農地「浄谷町○○○○ ○○○○」に隣接した田で、昔から一体利用されてきていたそうであります。譲渡人は申請地の存在すらご存じなかったようで、この際、譲受人と一緒に売却してほしいとのことで申請されたものです。現地は、確認したところ、周囲の草刈り等もきれいにされておりました。譲受人は、先月も説明いたしました通り、会社経営されており、農業用機械、農業用倉庫も完備されており、ゆくゆくは、農地所有適格法人を立ち上げられるという計画で、米づくり等で利益を上げていきたいということであり、特に問題はないものと思えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番についてであります、次の4番との関連事項でありますので、地元委員から3番、4番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番、4番について説明いたします。

参考資料の、5ページから12ページをあわせてご覧ください。

まず3番ですが、

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 喜多町○○○  
○ ○○○○、申請地：所在地 喜多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、喜多町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○  
○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買に

よる所有権移転であります。

次に、4番ですが、

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 栃木県那須塩原市緑〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇  
地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、  
売買による所有権移転であります。

譲受人につきましては、さきほどの2番で説明があったとおりであります。特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番、4番について、説明は終わりました。3番、4番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、5番について説明いたします。  
参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 神戸市垂水区舞多聞西〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神戸市西区井吹台東町〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分2分の1) および 神戸市灘区都通〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分2分の1)、申請地：所在地 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、  
売買による所有権移転、空き家付農地制度利用です。  
譲渡人は、姉妹で、申請地は亡くなられたお二人のお父さん、〇〇〇〇さんが所有されておられた土地でした。  
空き家付農地制度利用で、住まわれていた住宅と一体で売却されるもので、11月の農業委員会で、下限面積についてご審議いただいたものです。このたび売買の話が確定したことで、今回の申請となったものです。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、6番について説明いたします。

参考資料の、15ページから18ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久茂町○○○○ ○○○○、譲渡人 福岡県筑紫野市針摺東○○○○ ○○○○、申請地：所在地 葉多町○○○○ ○○○○  
地目田 面積○○○○㎡ 自作地、久茂町○○○○ ○○○○ 地目田  
面積○○○○㎡ 自作地、久茂町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○  
○○㎡ 自作地、久茂町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、久茂町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、  
以上合計5筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転  
であります。

譲渡人と譲受人は、親戚関係になります。このたびの申請について、本家筋にあたる方と地元行政書士に事情を聞いてまいりました。今回の申請地については、以前より譲受人が耕作を続けられてこられていました。このたび、譲渡人が、遠方にお住まいであるため、このまま譲受人に譲りたいとのことで、申請となったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第106号 農地法第3条関係では、申請件数6件、うち許

可件数6件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第107号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第107号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見  
を求めらる。

令和5年1月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第107号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4  
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら  
れますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地  
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

申請人：古川町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 片山町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、  
進入路○○○○㎡、資材置場○○○○㎡となる予定です。第3種農地です。

参考資料でご確認いただける通り、南側からの細長い進入路で奥に資材  
置場を予定されておられます。なお、申請人の妻が片山町のご出身です。

隣接農地の所有者、隣接水路を管理されている片山町の同意もいただか  
れております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。



相隣関係としましては、東側、西側、南側が水路、北側が雑種地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、25ページ、26ページをあわせてご覧ください。

申請人：小田町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 小田町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、普通車5台、  
軽運搬車3台、コンバイン積載車1台、軽運搬車1台、大型トラック1  
台の露天駐車場となる予定です。第2種農地です。

申請人は、○○○○(会社名)、○○○○(会社名)を運営されており、  
車の出入りも多いということで、申請地を埋め立て、駐車場として利用し  
たいとのことで申請されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側、西側、北側が道路、南側が雑種地となっ  
ております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか  
と思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。  
参考資料の、27ページ、28ページをあわせてご覧ください。  
申請人：小田町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 小田町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、木造平屋建○○  
○○○○㎡の一般住宅となる予定です。第3種農地です。  
申請地は、申請人のご自宅の北側の土地になります。この土地に申請人  
ご夫婦の平屋建の家を建築される計画です。また、ゆくゆくは、今お住ま  
いの住居のところに息子さんが家を建て替えられるという計画で進めら  
れておられます。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、3番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が道路、西側、北側が本人の田、南側が宅  
地と道路となっております。  
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか  
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第107号 農地法第4条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第108号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第108号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年1月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第108号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、29ページ、30ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大阪府中央区道修町○○○○ ○○○○、譲渡人 三

和町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇  
地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、  
パネル枚数 160 枚、システム容量 49.5kw の太陽光発電設備となる予定で  
す。第3種農地です。

申請人は、申請地を財産分けで手に入れられました。今、加西市に居住  
しており、当該農地の維持管理もままならず、管理できないので、売買の  
話が成立したものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地と雑種地、西側が田、南側が道路と  
山林及び墓地、北側が道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意  
見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地  
改良区の見解書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。第3種農地では、太陽光発電設備設置への転用は可能とな  
るのでしょうか？

○事務局 太陽光発電は、基本的に第3種農地であれば、原則許可されます。また、  
第2種農地であれば代替地の検討した結果、そこしかないということであ  
れば許可される場合もあります。第1種農地は原則不可です。ただし、例  
外として、営農型太陽光設備、すなわち、太陽光設備の下で何か作物を栽  
培するのであれば許可されることもあります。なお、3,000㎡以上の規模  
の太陽光設備の設置をされる場合は普通の転用と違い、農業会議に諮問す  
る日通用があります。また、兵庫県が設置する「太陽光発電施設等と地域  
環境との調和に関する条例」ならびに「同条例施行規則」により、小野市  
の場合、1,000㎡以上の面積であれば、市まちづくり課への事業計画届出  
対象となります。

〇〇番 〇番〇〇です。それでは、第2種農地、第3種農地の場合で、面積が小さ  
い場合は農業委員会事務局に相談すればよいのでしょうか？

○事務局 先ほどもご説明いたしました通り、第3種農地の場合は、原則許可されますので、ご相談いただければと思います。なお、さきほどもご説明いたしました「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の対象になる場合は、近隣住民への説明など条例で求められている対応ができてい  
るかどうかを確認させていただくこととなります。第2種農地の場合は、代替性の検討が必要ですので、ほかの場所をどの程度、真剣に検討されたのかを聞かせていただき、妥当であると判断される場合には許可される場合もあります。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは、次の2番についてですが、小野市農業委員会会議規則第11条の規定により、〇番〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、31ページ、32ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 神戸市中央区御幸通〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人および申請地ですが3筆ありますのでそれぞれご説明いたします。まず1筆目、譲渡人 三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分1/2)及び三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分1/2)、申請地：所在地 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、次に2筆目、譲渡人 三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、最後に3筆目、譲渡人 三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分1/2)及び三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇(持分1/2)、申請地：所在地 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転、パネル枚数288枚、システム容量49.5kwの太陽光発電設備となる予定です。第3

種農地です。

申請地は3筆とも加古川右岸土手の河合地区側にあり、大雨が降るたびに浸水する場所でした。以前は稲作をされていましたが、現在は草刈り等の管理をされるだけになっておられたようです。譲渡人には、これではいけないとの考えに至り、このたび、太陽光設備を設置することに話がまとまったとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相隣関係としましては、東側が道路、西側、南側が水路、北側が田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

(○○委員着席)

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、33ページ、34ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 東京都港区芝○○○○ ○○○○、譲渡人 二葉町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 二葉町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、二葉町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○

〇〇㎡ 自作地、二葉町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡  
自作地、二葉町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、  
二葉町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計  
5筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転、パネル  
枚数 1,238 枚、システム容量 346.5kw の太陽光発電設備となる予定です。  
第2種農地です。

譲渡人は、高齢になられ、稲作ができないため、耕作を依頼されておられ  
ました。当該農地については昨年も稲作されておられました。隣接地にも  
すでに太陽光設備を設置しているところもあり、特に問題はないものと思  
います。

また、譲受人につきましては、かなり大規模に全国で太陽光発電設備を  
設置されている会社のように、代替地の検討についても十分なされたうえ  
で、譲渡人所有の農地を購入したいとのことに至ったようです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田と道路、西側が道路と雑種地、南側が  
水路と道路、北側が道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意  
見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地  
改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。当該農地はきれいな形をしていますが、圃場整備をされた  
場所ではありませんか？また、当該農地は、東条川二期工事の水利につい  
て関係はないのでしょうか？

○事務局 当該農地5筆は、圃場整備をされていた可能性はありますが、農振農用  
地からは除外されていますので、その点は問題ありません。また、当該農  
地がなぜ第2種農地かと言うと、第1種農地を分断する要因として国道や  
道幅の広い道、河川、鉄道の線路などがあります。そこで当該農地ですが、  
南側の市道がかなり広い道路で交通量も多くあります。東側には国道17  
5号が通り、西側は宅地及び既に太陽光設備が設置されています。この一

帯だけを農地として考えると、10ha以上の広がりがないため、農地種別は、第2種農地と考えられます。また、水利についてですが、東播土地改良区から、決済金さえ払っていただければ、特に問題はないとの意見書をご提出いただいております。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第108号 農地法第5条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(農地等の買受適格者証明交付申請に対する交付について)

○議長 次に、議案第109号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の9ページをお願いします。

議案第109号

農地等の買受適格者証明交付申請に対する交付について  
別紙の農地等の買受適格者証明書交付申請について、交付の適否につき意見を求める。

令和5年1月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

農地の買受適格者証明は、農地の競売や公売に参加する際に必要な書類でございます。

下限面積を満たしていないなど、農地法に基づく農地取得の許可見込がない者が応札し、買受人になることを未然に防ぐために、委員会で審議していただき、交付の決定がなされた場合に証明書を発行いたします。

今回の案件は、いずれも、市税務課の公売に係るものでございます。

詳細は、10ページの2件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第109号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農地等の



買受適格者証明交付申請に対する交付について」でございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　　なお、今回の申請人が1番、2番とも同じ方になりますので、1番、2番あわせて審議したいと思います。

それでは、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番　　○番○○が1番、2番について説明いたします。

参考資料の、19ページから22ページをあわせてご覧ください。

1番、2番とも、申請人は 河合中町○○○○ ○○○○さんになります。

競売対象所有者及び申請地ですが、

まず、1番は、競売対象所有者 明石市西明石西町○○○○ ○○○○、  
申請地：所在地 昭和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、摘要として、農地法第3条に関するもので、小野市公告第56号、  
売却区分番号かー1であります。

続いて2番は、競売対象所有者 昭和町○○○○ ○○○○、申請地：  
所在地 昭和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、  
摘要として、農地法第3条に関するもので、小野市公告第56号、売却区  
分番号かー3であります。

申請人の○○○○さんは、6,179㎡の耕作面積があり、農機具等も一式  
所有しておられて、営農に熱心に取り組もうという姿勢が見て取られます。  
と言いますのは、現在、町内の大規模農家の協力を得て、稲作をされてい  
ますが、今、農学校で農業の勉強をされている息子さんが卒業されたら、  
すべての農地で稲作に取り組みたいとおっしゃっておられました。また、  
今回取得される予定の農地では、ミカンを植える予定であるともおっしゃ  
っておられましたので、ミカンはこの地方でうまく育ちますかとお尋ねし  
たところ、「○○○○（国名）のオレンジですので大丈夫です。○○○○  
（国名）にいる多くの友人も問題ないと言いました。」との答えが返って  
きました。以上が面談等による調査結果です。

ちなみに、本日付の神戸新聞朝刊の北播面に○○○○（申請人）さんの  
中学生のお子さんの作文が、中学生人権作文コンテスト兵庫県大会で入賞  
されたとの記事が掲載されておりました。その記事によれば、そのお子さ  
んの将来の夢は、「父の母国○○○○（国名）で日本式の農業を広めるこ  
と。」だそうです。いずれにいたしましても、営農に熱心であるというこ  
とは感じ取れましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いします。

- 議長 1番、2番について、説明は終わりました。1番、2番についてご質問、ご意見はございませんか。
- 番 ○番○○です。○○○○（申請者）というのは会社名ですか？
- 事務局 ○○○○（国名）ご出身の方で、ご本名です。
- 15番 外国人の方でも個人で農地を取得することは可能なのでしょうか？
- 事務局 ○○○○（申請者）は○○○○（国名）ご出身の方ですが、奥様は日本の永住権をお持ちの外国人の方です。そのため、日本に永住され、普通に農地を購入することができますので、農地の購入について何ら問題はありません。また、さきほど担当委員からご説明のあったとおり、会社経営もされていますが、営農にも熱心で取り組まれており、昨年、農業委員会事務局で、耕作されている農地の現地確認を行いました。耕作放棄地もなく、特に問題はありませんでした。
- 議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)
- 議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1番、2番については証明を交付することに決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、1番、2番については証明を交付することに決定いたします。
- 議長 以上、議案第109号、「農地等の買受適格者証明交付申請に対する交付について」の審議は終了いたしました。
- 議長 ここで、14時25分まで10分間、休憩いたします。
- 議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第110号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。
- 産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。よろしくお願いたします。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 次に、議案、第110号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書11ページをお願いします。

議案第110号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年1月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12ページをお願いします。

市長部局より、令和5年1月6日付で、意見を求められています。

13ページ、14ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第110号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。

農地の出し手と受け手の間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約や、相続等の出し手受け手間の将来的な関係性の不安解消など、その効果が期待されています。

本市においても、制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

全体では、13ページに書いてありますとおり、6件 10筆 面積は、○○○○㎡。これらは、古川町と広渡町の農地です。

14ページをご覧くださいと、

まず、1番から4番までの古川町の農家4軒から申し出のあった5筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるもの。

これらは、最終的には、古川町の中心経営体である〇〇〇〇に貸し付けるものです。

次に、同じく14ページ、5番ですが、古川町の農家1軒から申し出のあった1筆、〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるもの。

最終的には、古川町の中心経営体である〇〇〇〇に貸し付けるものです。

最後に、14ページ、6番ですが、広渡町の農家1軒から申し出のあった4筆、〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるもの。

最終的には、設定者である〇〇〇〇氏自身に貸し付けるものです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。確認いたしますが、6番の農地は中間管理機構に貸し付けてもまた本人が耕作されるものと理解してよろしいのでしょうか？

○産業創造課 そのとおりです。

○議長 ほかに何か質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第110号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

(産業創造課退席)

(農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）)

○議長 次に議案第111号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書15ページをお願いします。

議案第111号

農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年1月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

16ページをお願いします。

市長部局より、令和5年1月6日付で、意見を求められています。

17ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん で、農地3筆、〇〇〇〇㎡を、売買により取得されます。

18ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほか1名でございます。

〇〇〇〇（所有権移転を受ける者）さんは、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第111号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第111号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。  
報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 19ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。  
(証明期間 令和4年12月1日～令和4年12月31日)

令和5年1月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 耕作証明 番号1 住所 葉多町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 軽油免税申請

以上、記載のとおり、証明書を交付した件数は、耕作証明が1件  
で、使用目的は軽油免税申請です。

引き続きまして20ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1  
項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年11月1日～令和4年12月31日)

令和5年1月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 姫路市三左衛門堀西の町〇〇〇〇 〇〇〇  
〇、譲渡人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇  
〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、分譲  
住宅地 所有権移転

令和4年11月17日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10  
条第1項の規定による届出は、2件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして21ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定  
による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和4年12月1日～令和4年12月31日)

令和5年1月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 北丘町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 広渡町〇〇  
〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 北丘町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積、〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

北丘町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積、〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

北丘町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積、〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

摘要 令和4年12月20日 農地法3条 賃借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計3件 7筆 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>でございます。

引き続きまして22ページ、23ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの  
で報告する。

(受理期間 令和4年12月1日～令和4年12月31日)

令和5年1月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡  
人(被相続人) 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

以上合計7筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和4年12月1日受理

農地法3条の届出はすべて相続による所有権の取得が5件で、合計24筆〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして24ページをご覧ください。

#### 報告5

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので報告する。

（受理期間 令和4年12月1日～令和4年12月31日）

令和5年1月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇、所在地 池尻町〇〇〇〇  
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡

理由・事業計画といたしまして、畑の水はけが悪いため、95cmの盛土を行い、水はけを良くする。施工期間は令和4年12月10日から令和5年3月10日までとなっております。

以下、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につきましては、合計3件 4筆 〇〇〇〇㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

#### 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日より予定いたしました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもって、第21回小野市農業委員会を閉会いたします。



上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年1月27日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員1番

議事録署名委員2番